

駅のホームへの点状ブロックの設置・受動喫煙防止対策の推進について JR四国の駅における安全性向上等を求めた行政相談を端緒とした改善

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省四国行政評価支局(局長:松田綱児)は、①駅のホームにおける点状ブロックの設置、②駅の受動喫煙防止対策の推進を求める行政相談を受け付けました。

これらの相談について、当局では、四国旅客鉄道株式会社(JR四国)の駅を調査の上、民間有識者で構成する四国地域行政苦情救済推進会議(座長:土田哲也 香川大学名誉教授、ほか5名)の意見を踏まえ、平成30年2月26日、JR四国に対し、必要な改善を求めるあっせんを行いました。

その結果、JR四国において、次のような改善が図られることとなりました(平成30年3月13日回答)。

あっせん要旨

- ① 駅のホームにおける点状ブロックの設置状況の点検及び点状ブロックの設置に不備がある駅について、個々に点状ブロックの設置を検討
- ② 駅における喫煙場所(灰皿)の設置状況の点検及び喫煙場所が不適切な場合、喫煙場所(灰皿)を移動するなどの受動喫煙防止対策の徹底



改善の概要

- ① 点状ブロック整備済みの箇所において設置状況の点検を実施するほか、利用者の比較的少ない駅を中心とした未整備箇所においても、国の補助制度を活用するなどして、個々に点状ブロックの設置を検討
- ② 四国行政評価支局の調査による喫煙場所が不適切な駅については、既に喫煙場所(灰皿)を移動する等の改善措置を実施
その他の駅についても、今後、喫煙場所(灰皿)の設置状況を点検し、喫煙場所が不適切な場合、同様の改善措置を実施予定

【本件の連絡先】

四国行政評価支局 首席行政相談官室 金子 真一

電話:087-826-0675 FAX:087-826-0677

〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館6階

事案1 JR四国の駅のホームにおける点状ブロックの設置

相談要旨

- ① 大歩危駅は、視覚障害者誘導用ブロックの一部が繋がっておらず、視覚障害者は不安を感じるのではないかとと思われるので、当該ブロックをできる限り早く整備してほしい。
- ② 高德線の栗林駅には、ホームの線路沿いに点状ブロックが設置されておらず、視覚障害者が線路に転落する危険性があるのではないかとと思われるので、点状ブロックを設置してほしい。



当局の調査結果の概要

JR四国の特急列車停車駅70か所のうち、徳島県8か所、香川県16か所、愛媛県10か所、高知県4か所の計38か所について、ホームにおける点状ブロックの設置状況を調査した結果、以下のとおり、点状ブロックの設置が不適切な事例がみられた(詳細については、別添資料P1参照)。

- ① 全てのホームに点状ブロックが設置されていないもの 1か所
- ② 一部のホームに点状ブロックが設置されていないもの 3か所

あっせん事項

JR四国の全ての駅を対象にホームにおける点状ブロックの設置状況を点検し、点状ブロックの設置に不備がある駅については、国の補助制度を活用するなどして、個々に点状ブロックの設置を検討すること。



JR四国の回答

点状ブロックを整備済みの箇所において設置状況の点検をあらためて実施するほか、利用者の比較的少ない駅を中心とした点状ブロックの未整備箇所においても、個々に点状ブロックの設置について検討する。

なお、点状ブロックの整備には、多額の費用を要することから、国の補助制度の活用を含め検討を行う。

事案2 JR四国の駅における受動喫煙防止対策の推進

相談要旨

私は、通勤でJR四国の列車を利用しているが、徳島市内にある蔵本駅、鮎喰駅及び府中駅では、ホームの列車が停車する付近に喫煙場所(灰皿)が設置されており、列車を待つ人等が、他人のたばこの煙を吸わされる状況にあるので、駅の喫煙場所(灰皿)を乗客に影響のない場所に移設するなどしてほしい。



当局の調査結果の概要

蔵本駅、鮎喰駅及び府中駅の3か所のほか、JR四国の特急列車停車駅70か所のうち、徳島県7か所、香川県16か所、愛媛県10か所、高知県4か所の37か所の合計40か所について、喫煙場所の設置状況を調査した結果、上記の相談に係る3か所を含む11か所の駅では、以下のとおり、喫煙場所が不適切な事例が14件みられた(詳細については、別添資料P10参照)。

- ① ホームの屋根付きの待合所や列車が停車する付近等に喫煙場所(灰皿)が設置されており、列車の乗客が他人のたばこの煙を吸わされる状況にあるもの 8件
- ② 駅舎の出入口やホームに隣接する改札外の場所に喫煙場所(灰皿)が設置されており、列車の乗客等が他人のたばこの煙を吸わされる状況にあるもの 6件

あっせん事項

JR四国の全ての駅を対象に喫煙場所(灰皿)の設置状況を点検し、喫煙場所(灰皿)が、駅舎入口付近、ホームの待合所等に設置されている場合、喫煙場所(灰皿)を、駅舎入口から離れた場所、ホーム端等に移設するなど受動喫煙防止対策を徹底すること。



JR四国の回答

四国行政評価支局の調査による喫煙場所が不適切な駅については、既に喫煙場所(灰皿)を移動する等の改善措置を実施しており、今後、その他の駅における喫煙場所(灰皿)の設置状況を点検し、喫煙場所が不適切な場合、同様の改善措置を実施する予定である。

(参考)

四国地域行政苦情救済推進会議

目的

- 行政相談事案の処理に当たっては、公正性、中立性等の確保を図り、国民の視点に立った苦情解決を図ることが必要
- 民間有識者の意見を聴取することにより、その的確かつ効果的な処理を推進するために設置

構成員

座長	土田 哲也	香川大学名誉教授
委員	泉川 誉夫	株式会社四国新聞社執行役員広告局長
委員	大西 玉喜	四国経済連合会常務理事
委員	兼間 道子	日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長
委員	久保 正範	香川行政相談委員協議会会長
委員	橋田 行子	高松市消費者団体連絡協議会会長

(平成30年1月17日時点、座長以外50音順)